

習志野市地域防災計画（素案）の概要

1. 修正の目的

平成23年3月11日の東日本大震災では、現行の地域防災計画（平成18年度修正）に基づき対応に当たったが、様々な課題が露呈した。

その教訓を踏まえ、国の防災基本計画や千葉県地域防災計画の修正に基づき、本市の災害対策を総合的に強化するため、『震災編』を中心に、『風水害等編・大規模事故編』も併せて、平常時からの取組みを定めた「災害予防計画」、発災時における各種対策を定めた「災害応急対策計画」、市民生活の早期安定を図るための対策を定めた「災害復旧計画」それぞれについて、より具体的かつ実効性のある計画へと大幅な修正を行った。

2. 主な修正内容

【総則編】

（1）第1節 計画の目的及び構成

○計画の構成を一部修正し、各編に記載されていた全般にわたる概要等をまとめた「総則」を新たに「編」としてまとめ、計画全般の基本方針や業務の大綱を定めた。

①震災編		①総則編・・・計画の目的や基本方針、業務の大綱
②風水害編		②震災編・・・震災における予防・応急・復旧対策
③大規模事故編		③風水害等編・・・風水害等における予防・応急・復旧対策
④資料編		④大規模事故編・・・大規模事故における予防・応急対策
		⑤資料編・・・協定書の写しや各種関係資料を整理

○計画に基づき、各対策の具体的対応を定めた各種マニュアルを新たに策定し、計画の下に位置付けた。（現在策定中も含める）

①災害時各部対応マニュアル	⑤災害時における要配慮者支援マニュアル
②災害対策本部運営マニュアル	⑥帰宅困難者支援マニュアル
③地区対策支部運営マニュアル	⑦災害時職員参集カード
④避難所運営マニュアル	⑧地区別活動マニュアル

（2）第2節 基本方針

東日本大震災の教訓や国の防災基本計画及び千葉県地域防災計画の修正を踏まえ、また、平成24年10月に策定した習志野市防災対応方針に基づき、計画の基本的方針を定めた。

■各種災害対策の推進・強化	■地域防災力の向上
① 地震・津波対策の推進・強化	⑧ 自助・共助の取組み促進
② 風水害対策の推進・強化	⑨ 防災教育の一層の充実と防災訓練の実施
③ 大規模事故対策の推進・強化	
■防災体制の強化	■個別対策の推進
④ 庁内体制の強化	⑩ 帰宅困難者、駅前滞留者対策の推進
⑤ 地区対策支部体制の強化	⑪ 液状化対策の推進・強化
⑥ 避難場所・避難所の設置運営に係る対応の強化	⑫ 要配慮者の支援対策の推進
⑦ 市民への情報発信の強化・推進	⑬ 備蓄・物流対策の強化
	⑭ 大規模広域災害対策の推進
■自助・共助・公助それぞれの対応力の強化	

【震災編】

東日本大震災の教訓や対応を基に、対策の具体化を図り、大幅な修正を行った。

(1) 第1章 総則

① 第4節 減災目標

千葉県地震防災戦略や習志野市防災対応方針に基づき、今後、市として推進・強化すべき「地震防災対策の減災目標・達成目標」について記載を拡充した。(市庁舎新設や公共施設等の耐震化など)

(2) 第2章 災害予防計画

① 第1節 防災体制の整備

市の防災体制の整備として、「市内・地区対策支部・避難所運営・市関連施設」のそれぞれの体制整備と、それらに係る「人材の育成」について記載を拡充した。

② 第2節 自主防災組織・事業所の防災活動の促進

地区別活動マニュアルや地区別防災カルテ等を活用した地区単位での防災活動及び組織間の連携強化を促進するため、「自主防災組織間の連携強化・新たなネットワークづくり」について記載を拡充した。

③ 第3節 防災意識の向上

「防災教育の普及推進」の項目を追加し、東日本大震災などの過去の災害を踏まえた防災教育や災害教訓の伝承について記載を拡充した。

④ 第4節 建築物等の耐震化の推進

東日本大震災での被害や「習志野市耐震改修促進計画(平成23年4月変更)」等を踏まえ、建築物やライフライン施設等の耐震化について記載を拡充した。

⑤ 第6節 土砂災害・液状化等の予防対策

「土砂災害防止法に基づく対策の推進」の項目を追加し、土砂災害警戒区域等の指定に関する事項を記載した。また、東日本大震災での被害等を踏まえ、液状化対策の内容を再整理し、記載を拡充した。

⑥ 第7節 津波災害予防対策

「津波一時避難施設(津波避難ビル)等の指定と周知」の項目を追加し、併せて日頃からの津波災害に対する防災意識の向上を図るため、「津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成」の項目も追加した。また、津波に関する情報の伝達体制の整備について記載を拡充した。

⑦ 第8節 防災施設等の整備

「防災機能を有した新たな市庁舎の整備」や「地区対策支部・避難施設の整備」について記載し、併せて「防災倉庫の設置促進や管理体制の整備」について記載を拡充した。

⑧ 第9節 通信施設の整備

I P 電話や災害時特設公衆電話等の「災害時に有効な通信手段の整備」、また、情報伝達体制の整備として、「多様な情報ツールの活用等」について記載を拡充した。

⑨ 第10節 避難体制の整備

避難場所等の名称を整理するとともに、福祉避難所、津波一時避難施設、帰宅困難者向け一時滞在施設を加えた「新しい避難所等の体制」について、位置づけや指定の目安、整備計画等の記載を拡充した。

⑩ 第11節 災害時における要配慮者対策

災害対策基本法の改正を受け、災害時要援護者を「要配慮者」に標記を変更し、その範囲について整理した。また、「避難行動要支援者名簿の作成・管理」や「避難計画の作成」、「災害時における要配慮者支援マニュアルの活用」等について記載を拡充した。

⑪ 第12節 帰宅困難者対策

「津田沼駅周辺帰宅困難者等対策協議会」の取組み等を踏まえ、「情報の周知・啓発」や「帰宅困難者向け一時滞在施設の確保」、「帰宅困難者支援マニュアル（平成25年8月）の活用促進」などの対応体制の整備等について記載を拡充した。

(3) 第3章 災害応急対策計画

① 第1節 災害応急活動体制の確立

東日本大震災の対応状況や津波警報の改正等を踏まえて、「配備体制や職員の参集条件・手段」を明確化し、併せて、「配備の基準、本部長の代理、応援受入や職員の支援」などについても記載を具体化した。

また、平成25年度から運用を開始した「地区対策支部の体制」を踏まえ、活動内容や各機関との関係性等について明記し、併せて災害拠点設置予定場所を見直した。

② 第2節 情報の収集・伝達

携帯電話用メールサービスやJ-ALERT等の多様な情報ツールの活用、また、東日本大震災で情報の記録が円滑に行えなかったことから、「災害情報の記録・整理」の項目を追加し、対応について明記した。

③ 第3節 災害時の広報

災害時には広報・通信手段の途絶等が予想されることから、「多様な情報ツールや報道機関等を活用した広報」について追加し、また、「市民相談」の対応について、記載を具体化した。

④ 第6節 広域応援の要請

「海外からの支援受入れ」や「広域避難者の受入れ及び支援」、また、新たに協定を締結した京都府京田辺市との都市間交流による相互応援について追加した。

⑤ 第8節 避難対策

避難勧告等の住民への周知における「伝達内容」を具体化するとともに、多様な情報ツールの活用についての記載を拡充した。また、避難所開設の流れや運営に関わる具体的な事項を明記するとともに、「運営に当たっての配慮」を追加した。

津波避難のため、「津波警報等発表時の避難」の項目を追加し、「津波警報等の伝達・避難の指示等」、「行政の避難誘導」、「住民等の自主避難」について明記した。

⑥ 第9節 災害時における要配慮者への対応

「要配慮者の安全確保」の項目を追加し、情報提供、避難誘導・支援、安否確認等の対応について記載した。また、「避難生活支援」として、避難所や福祉避難所での対応、その他要配慮者の生活支援について記載を拡充した。

⑦ 第10節 帰宅困難者への対応

「帰宅困難者支援マニュアル（平成25年8月）」等に基づき、災害時における各主体の帰宅困難者への対応について記載した。

⑧ 第11節 医療・救護対策

「習志野市医療救護活動マニュアル（案）」を踏まえ、災害医療本部や応急救護所の設置・対応等について記載を拡充した。

⑨ 第 1 2 節 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋火葬

「行方不明者の捜索・遺体の処理・埋火葬の流れ」について、担当主体や対応等の記載を明確化した。

⑩ 第 1 3 節 救援物資供給活動

県等が行う自発的な支援（プッシュ型の支援）に関する受入体制等の整備について、追加した。

⑪ 第 1 5 節 清掃・障害物の除去

環境汚染の防止について項目を追加し、「アスベスト飛散への対策」や環境省が管理している「谷津干潟の保全」等について追加した。

⑫ 第 1 6 節 防疫・保健活動

避難所での「健康管理」や「ペットの対応」等について記載を拡充した。

⑬ 第 1 8 節 文教対策

市の「学校における地震防災マニュアル初版（平成 25 年 6 月）」に基づく、各学校での対策や、学校及び体育館などの文教施設における「避難所としての対応」、また、各小学校における「地区対策支部としての対応」について追加した。

⑭ 第 1 9 節 ボランティアの協力

社会福祉協議会の判断によりボランティアセンターを設置し、必要に応じて勤労会館にサテライトセンターを設置する体制を明記し、各主体の対応などについての記載を拡充した。

⑮ 第 2 0 節 ライフライン施設の応急復旧

東日本大震災で被害が大きかったライフライン施設（上水道・下水道・電気・ガス・電話・郵便）の応急復旧の記載を拡充した。

⑯ 第 2 1 節 交通応急対策

鉄道事業者の対応として、「帰宅困難者への情報提供」を追加した。

(4) 第 4 章 災害復旧計画

① 第 1 節 市民生活安定のための支援

東日本大震災時の対応を踏まえ、「被災者総合相談窓口」の項目を追加し、生活再建支援等に関する情報の「市民への周知・広報」について、記載を拡充した。

② 第 3 節 災害復興

「災害復旧・復興本部」の項目を追加し、本部の設置基準や組織体系、事務分掌等を整理し、併せて「災害復旧・復興計画」策定に当たっての重点項目を明記した。

【風水害等編】

対策が震災編と重複する部分は、震災編の修正内容に合わせて修正し、その他、風水害等に特化した対策について修正を行った。

(1) 第1章 総則

① 第3節 災害の想定

市内で考えられる主な風水害等として、「内水はん濫」と「土砂災害」の災害想定や危険箇所について整理し、平成22年度に実施した内水浸水想定 of 浸水シミュレーションの結果等を記載した。

(2) 第2章 災害予防計画

① 第4節 水害予防対策

河川はん濫や内水はん濫等による浸水予測調査等の実施と、調査等で得た情報の周知・啓発活動に関する記載を拡充した。

② 第5節 風雪害予防対策

近年発生している、竜巻等突風による被害を勘案し、竜巻注意情報等の風害に関する情報の周知・啓発等について追加した。

③ 第7節 土砂災害の予防対策

「土砂災害防止法に基づく対策の推進」の項目を追加し、土砂災害警戒区域等の指定に関する事項や、平常時からの「警戒・避難体制の整備」について明記するとともに、避難勧告等の発令や土砂災害警戒情報の発表に伴う対応を追加した。

④ 第11節 避難体制の整備

風水害時の地元避難場所や一時避難場所等への避難は考えにくいため、避難施設として「避難所」のみを位置づけ、避難体制の周知について記載を拡充した。

⑤ 第13節 帰宅困難者対策

風水害による帰宅困難者対策は、事前の情報収集等により予防が可能のため、「帰宅困難者発生の抑制」の対策について震災編にならい追加した。

(3) 第3章 災害応急対策計画

① 第1節 災害応急活動体制の確立

土砂災害警戒情報の運用等を踏まえて「配備体制や職員の参集条件・手段」を明確化し、併せて、「配備の基準、本部長の代替、応援受入や職員の支援」などについても震災編にならい記載を具体化した。

② 第2節 情報の収集・伝達

「特別警報・土砂災害警戒情報・竜巻注意情報」等について、新しく運用されている最新の情報を追加し、その情報の収集・伝達体制を追加した。

③ 第4節 水防活動

「事前の浸水防止対策」として、発災前の土のうの配備や集水柵の清掃等の、水害に備えた事前の対策について記載を拡充した。

④ 第9節 避難対策

風水害等に合った避難所開設の流れや運営に関わる具体的な事項を明記するとともに、「運営に当たっての配慮」を追加した。

⑤ 第11節 帰宅困難者への対応

「帰宅困難者支援マニュアル(平成25年8月)」等に基づき、震災時と同様に、風水害時における各主体の帰宅困難者への対応について追加した。

【大規模事故編】

東日本大震災で発生した福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、放射性物質事故災害対策を中心に、修正を行った。

(1) 第1章 総則

① 第2節 基本方針

大規模事故発生時における防災体制として、「情報の収集や配備体制、本部への移行、現地調整所の設置」など、具体的な対応等について追加した。

(2) 第2章 大規模事故対策

① 第8節 放射性物質事故災害対策

基本方針として、東日本大震災での放射性物質事故の状況について追加し、市の役割について千葉県の対応マニュアル等に基づいて記載した。

予防対策として、「放射線モニタリング体制の整備」や「退避誘導體制の整備」など、具体的な対応を明確化した。

応急対策として、「緊急時のモニタリング活動」「避難等の防護対策」の内容を整理し、また、多様な情報手段及び市民相談窓口を活用した広報活動について追加した。

復旧対策として東日本大震災の対応を踏まえた「広域避難者への支援」や「除染活動、風評被害対策」などの復旧対策について追加した。